

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 7 の第15号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 土地賃貸に関する事務

所 管 所 属：都市整備局

通 知 日：令和 7 年 5 月16日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	貸付料の見直しに係る意思決定について改善を求めたもの 算定基準第 1 の 2 継続貸付料では、「経済事情の変動等を考慮して、現行貸付料の検証を少なくとも 3 年毎に行うこととする。」と定めている。 都市整備局において、賃貸借を行っている契約にかかる貸付料について、3 年毎の貸付料の見直しの検証は行い、価格改定の必要がないことを確認しているものの、その検証結果について決裁等による意思決定が行われていなかった物件が、3 件見受けられた。 【指摘事項】 都市整備局は、現行貸付料について、価格改定が必要でない場合においても決裁等による意思決定を行い、その証跡を残す必要があることを関係職員に周知されたい。	普通財産の継続貸付料の検証方法について、下記のとおり決裁による意思決定を行う旨、周知を行った。 (1)普通財産の継続貸付料（暫定的に貸し付ける場合除く）について、現行貸付料から 3 年が経過する財産の有無についての確認を行うとともに、3 年を経過する財産については、現行貸付料の検証を実施し、主管課長まで決裁を行うこと。 (2)検証の結果、価格改定が必要なものについては、契約相手先との合意、契約変更が必要となることから、3 年を経過するまでに契約変更を締結すること。 (3)普通財産の貸付にかかる調定決議に、賃料の見直しの必要の有無について明記するとともに、(1)、(2)の内容を確認できる資料を添付すること。（暫定的な貸付の場合もその旨明記すること。）	措置済	令和 7 年 3 月31日
7	(1)「貸付・借受システム」の管理について改善を求めたもの 都市整備局から提出された「貸付・借受システム」の入力データ（令和 6 年 3 月31日時点）を確認したところ、登録漏れ 1 件及び契約種別、貸付面積、貸付期間終了年月日等の入力誤りや更新漏れが多数確認された。 【指摘事項】 1. 都市整備局は、各部署における「貸付・借受システム」への入力情報について、契約書の内容等と相違がないか定期的に照合するなどデータ管理を徹底されたい。 2. 都市整備局は、財産管理主任制度を活用し、局内の「貸付・借受システム」への登録を行う際の上席者によるダブルチェック等の体制を構築されたい。	・財産管理主任から全財産管理副主任に対して、総点検の実施に加え、システム入力時期及び決裁に係るルールを定めた「令和 6 年度監査委員監査の指摘事項を踏まえた決裁の取扱い等について(通知)」を令和 7 年 2 月17日付け発出し、財産管理副主任によりチェックがなされるよう周知を行った。 ・各課でのチェック体制が適切かつ継続的に機能するよう、毎年度当初の財産管理副主任の任命時においても、財産管理主任から全財産管理副主任宛てに上記の通知を発出した。	措置済	令和 7 年 4 月14日